

9 受水槽以下の給水設備基準

1 目 的

受水槽以下の給水設備は、水道法で定める給水装置ではないが、飲料水の安全を確保するため指導基準を定めるものとする。

また、受水槽以下の給水設備等の設計、施工及び管理に当たっては本指導基準のほか、建築基準法、水道法等の関係法令を遵守すること。

2 受水槽の設置位置

受水槽は、地上の2階以下又は地階に設置すること。

<解 説>

受水槽の設置高さは、原則として2階までの高さとし、受水槽への流入の際必要な水圧が得られるように設置場所及び高さを限定するものである。

3 受水槽の有効容量

受水槽の有効容量は3・4・3によること。

4 受水槽の構造

- 1 吐水口空間は、6・10によること。
- 2 吐水口付近には波よけ装置を設置すること。
- 3 異常水位に対処するため、原則として警報装置を設けること。
- 4 流出管及び排水管には、それぞれ仕切弁又は止水栓を設けること。
- 5 オーバーフロー管は、高水位と同じ高さとし、その口径は流入量を十分排水できること。
- 6 原則として、受水槽に井水を混入してはならない。
- 7 建築基準法等関係法令に従った構造とすること。

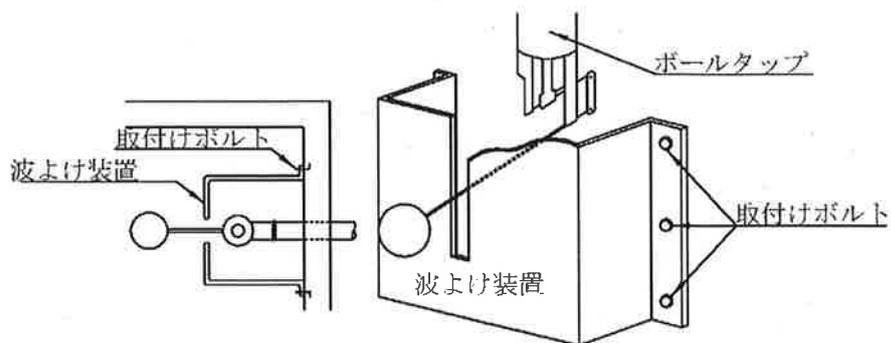
<解 説>

2について；

水面が波立つことにより、浮球が上下し、ボールタップが間断なく開閉しウォーターハンマが生じ、メーター等の器具類に作用し故障等の事故を防止するためである。

ボールタップ等の器具に波立ち防止装置が備わっているものは、別に設置する必要がない。

【参考】



3について；

ボールタップ等の器具類の故障による受水槽への入水停止及び溢水等を早期発見し、受水槽設置者等の異常水位への対応を円滑に行うためである。

5 高置水槽の有効容量

高置水槽の有効容量は $3 \cdot 4 \cdot 3$ によること。

6 中高層住宅等の給水業務取扱要綱に定める受水槽以下の装置基準

中高層住宅に係る各戸検針及び収納の取扱いを受けようとするときは、この基準に定めるもののほかは事前に愛川町と協議すること。

<解説>

関係法令には次のようなものがある。

1 受水槽以下の設計

- (1) 建築基準法第 36 条
- (2) 建築基準法施行令第 129 条の 2
- (3) 昭和 50 年建設省告示第 1597 号
(改正昭和 57 年建設省告示第 1674 号)
- (4) 給排水設備技術基準・解説

2 受水槽以下の管理

- (1) 水道法、同施行令、同施行規則
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律、同施行令、同施行規則
- (3) 小規模水道及び小規模受水槽水道における安全で衛生的な飲料水の確保に関する条例

10 受水槽以下の装置基準

1 目 的

この基準は、「中高層住宅等の給水業務取扱要綱」第3条第2号に基づき、受水槽以下の装置基準について定めることを目的とする。

2 受水槽

構造、位置及び容量は、給水装置工事設計施行基準及び建築基準法によること。

3 給水方法

給水装置工事設計施行基準によること。

4 配管

配管に使用する材料は、給水装置工事設計施行基準に準じたものを使用すること。

5 水道メーター

(1) 各戸メーターの型式等

各戸メーターは、計量法（平成4年法律第51号）に定められた検定に合格後3ヶ月以内の乾式デジタルメーター又は集中検針用メーターであって、次の型式のものでなければならない。

口径	全長	ネジ外径	ネジ山
13	100	25.8	14山/25.4
20	190	33.0	14山/25.4
25	210	39.0	14山/25.4
40	245	56.0	11山/25.4

(2) 各戸メーターの設置位置

ア 床面から各戸メーター上面までの間が1,100ミリメートル以下であること。

イ 各戸メーターは、メーター室に設置すること。

ウ 各戸メーターは、当該各戸メーターのメーター室の扉に並行して設置すること。

エ 各戸メーターは水平に設置すること。

オ 1のメーター室内に2以上の各戸メーターを設置する場合は、全階の各戸メーターの並び順を統一し、メーターユニット又は補助止水栓に各戸ごとの識別表を付けること。

カ 凍結の恐れのあるところでは、メーター及び配管を防凍カバー等を用いて保護すること。

(3) メーター口径の決定

メーター口径は、給水装置工事設計施行基準によること。

メーター口径と給水栓の標準設置数

メーター口径	13 mm の 水 栓 数
13	1 ～ 6 個
20	7 ～ 13 個

(4) メーター室の設置場所

メーター室は、共用通路に面したところで、常時容易に検針でき、かつ、維持管理上支障のない場所に設置しなければならない。

(5) メーター室の大きさ

メーター室の大きさは、次に掲げる基準以上のものとする。

【1個メーター設置の場合】

(単位：mm)

メーター口径	有効幅	奥行	扉の幅	扉の高さ
13	620	200	470	600
20	620	200	470	600
25	700	200	510	600

※室内の底面は、外部に水はけができ住戸内に浸水しない構造とする。

(6) メーター前後の配管

ア 原則各階各戸にメーターを設置する場合は、メーターユニットとする。ただし、メーターユニットが使用不可能な場合又はメーター口径が40若しくは50の場合は、その都度協議して決定する。

イ メーターユニットが使用不可能な場合で、各階各戸にメーターを設置するときは、メーター下流側に逆止弁を設置する。

(7) 止水栓等の設置

主要な立管等には、立上り部の近くに、維持管理上必要な系統別バルブを設置するものとする。

6 集中検針装置

(1) 集中検針装置の方式

集中検針装置は、集中検針用メーター及び集中検針盤をケーブル等をつないで組み合わせたものであり計量法に認定された信号方式に基づいて検定を行った特定計量器であること。

また、メーターと検針盤が対応していることを証明する認定ラベルの貼付されているものとする。

(2) 集中検針用メーター

ア 原則として3線リモート方式の集中検針用メーターを使用すること。

イ 集中検針装置は、原則として1棟1検針装置とすること。建物の構造上やむを得ない場合は、水道事業所と協議し設置数を決定すること。

ウ 集中検針用メーターは、水道事業所の承認を受けた型式のものを使用すること。

(3) 集中検針盤

ア 型式

集中検針盤は、各戸に設置した集中検針用メーターの計量値の読み取りが確実に行えるものであること。

イ 取付場所

集中検針盤の取付場所は、原則として1階玄関ホールとし、次の要件を満たしている場所であること。

- (ア) 容易に検針ができること。
- (イ) 安全であること。
- (ウ) 雨がかからないこと。
- (エ) 液晶表示が読み取れること。

ウ 設置位置

集中検針盤の設置位置は、床面から装置上端まで160cmを標準とする。

エ 設置構造

設置する集中検針装置の仕様に定められた適切な設置構造であること。

オ 電源

設置する集中検針装置の仕様に定められた適切な電源を使用すること。

7 集中検針装置の維持管理基準

保守点検及び清掃・・・・・・・・・・1回/年

受水槽以下装置に設置する水道メーター仕様

- 1 メーターは、別紙に定める。
- 2 デジタルメーター又は集中検針用メーターには、水道事業所が指定する番号を打刻すること。
- 3 3線式の仕様は次のとおりとする。
 - 【メーター部】
 - (1) メーター本体と記憶装置部分は分離型構造とし、容易に脱着できること。
 - (2) メーター本体と記憶装置部は、封印等により確実に圧着されていること。
 - (3) 記憶装置を装着した状態でメーター本体の円読指針が全桁容易に読み取れること。
 - 【記憶装置部】
 - (1) 記憶装置の表示桁数は4桁とし、最小表示単位は1 m^3 とする。
 - (2) コードは3芯とし、赤白黒と色分けしてあるものとする。
 - (3) メーターと記憶装置部は、マグネットカップリングにより結合し、相互に滑りがなく正確なもの
 - (4) マグネットは指示量1 m^3 で25回転とする。
 - (5) マグネットカップリング部分の時期能力は12年以上のものとする。
 - 【電送線】
 - (1) 記憶装置から接続用端子までの伝送線は1.5mとする。
 - (2) 電送線はVCT0.5mm-3C又はその同等品以上であること。
- 4 工事の申込方法

この基準の適用を受ける場合の申込みは、受水槽までの給水装置の申込み時に、受水槽以下装置の仕様材料及び構造のわかる図面を提出すること。

1 1 中・高層住宅等の給水業務取扱要綱

中・高層住宅等の給水業務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛川町水道事業給水条例（平成10年愛川町条例第10号。以下「条例」という。）第49条及び条例施行規程（平成10年愛川町企業管理規程第2号）第26条の規程により、給水装置の所有者又は代理人（以下「所有者等」という。）が受水槽で給水を受け、その所有者等がその供給を受けた水を受水槽及びこれに接続する給水用具（以下「受水槽以下設備」という。）をもって複数の者に給水したとき、給水した水量を計測するメーターの点検及び水道料金の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中・高層住宅等 3階建以上の建物で、廊下等公共の空間を通行して各部屋に行く住宅等をいう。
- (2) 給水設備 受水槽から先に設けられた給水管及びこれに直結する給水用具等をいう。
- (3) 入居者等 中・高層住宅等の各部屋の所有者又はその所有者と契約行為によって使用する使用者をいう。

(申請)

第3条 中・高層住宅等の所有者等は、当該中・高層住宅等の入居者等に受水槽以下設備をもって給水した水量を計測するメーターの点検及び水道料金の算定並びに徴収について、直接町長が実施する取扱いを受けようとするときは、中・高層住宅等のメーター点検・水道料金取扱申請書（第1号様式）に各入居者検針対象簿（第2号様式）、条件承諾書（第3号様式）及び関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

(申請の要件)

第4条 前条の規定により、町長に入居者等のメーターの点検及び水道料金の算定並びに徴収の取扱いを申請する者は、次に定める要件に適合していなければならない。

- (1) 当該中・高層住宅の受水槽以下設備が、町長が定めた給水装置工事設計施行指針・解説及び受水槽以下のメーター設置基準に適合しているこ

と。

- (2) 当該中・高層住宅の建築目的が、主として継続的な生計を営むためのものであり、かつ、水道水の使用目的が主として家事の用に供するものであること。
- (3) 各入居者等へ、それぞれ独立した給水設備をもって給水すること。
- (4) 各入居者等へのメーター又は遠隔指示式メーターの表示装置は集中検針できるよう1階の公共空間に設置すること。なお、遠隔指示式メーターの設置及び維持管理に要する費用は、所有者等の負担とするものであること。
- (5) 所有者等が設置し維持管理を行う遠隔指示式メーターは、計量法施行令（平成5年政令第329号）第18条に定められた検定有効期間内であること。また、当該メーター製造業者等保守管理することのできる資格を有する者と、表示装置の維持管理について、保守管理契約を締結しているものであること。
- (6) 各入居者等の水道料金納付方法は、原則として口座振替によるものとする。
- (7) その他必要なことは、町長が別に定める。

（水道料金の徴収方法等）

第5条 町長は、各入居者等の水道料金を条例第34条に定める給水装置の使用者の水道料金徴収方法に準じた取扱いで徴収し、その開始日は町長が定める。

2 前項で規定する水道料金を入居者が納入しない場合には、条例各条項の規定を適用して処理するものとする。

3 町長は、町長が設置したメーター（以下「親メーター」という。）の点検により計量した給水量と各入居者等のメーター（以下「子メーター」という。）の点検により計量した給水量を集計した給水量との間に差量が生じても徴収又は還付しない。ただし、親メーターから子メーターの間において漏水が発生し、所有者等が直ちに修繕を行わない場合は、この差量に係る料金として、親メーターの口径で条例第27条の規定により計算した額を所有者等から徴収する。

（審査）

第6条 町長は、第3条の規定により申請があったときは、第4条に規定する指定の要件に基づいて審査し、必要な指示をすることができる。

（維持管理）

第7条 所有者等は、受水槽以下設備の水質及び修繕その他について、善良な注意をもって管理しなければならない。

(取扱いの解除)

第8条 町長は、この要綱に定める事項に違反し、又は町長の指示事項を遵守せず、勧告してもなおそれが是正されないときは、この取扱いを解除することができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

中・高層住宅等の給水業務取扱申請書

年 月 日

愛川町長 殿

申請者 住宅の名称
所在地
所有者又は
代表者名 ⑩
住所
電話番号

受水槽以下の各入居者のメーター検針及び水道料金の徴収について、中・高層住宅等の給水業務取扱要綱の適用を受けたいので、次の関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 図面
 - (1) 案内図
 - (2) 配管系統図
 - (3) 屋外配管図
 - (4) 各階平面（各室詳細）図
 - (5) メーター部分拡大図
 - (6) 集中検針盤配置図
 - (7) 集中検針盤押しボタン配列図
 - (8) 配線系統図
- 2 各入居者検針（附帯設備を含む）対象簿（第2号様式により提出すること。ただし、入居者が未確定の場合は、確定後直ちに提出すること。）
- 3 条件承諾書（第3号様式）
- 4 遠隔指示式メーターの場合は、その表示装置に係る保守管理委託契約書の写し

第3号様式（第3条関係）

条 件 承 諾 書

年 月 日

申 請 者 住 所

(所有者等) 氏 名

印

受水槽以下の各入居者のメーター検針及び水道料金の徴収を町長にお願いするにあたって、町長が示された下記の条件について承諾します。

記

- 1 受水槽以下設備の工事は、町長の指示を遵守して施工します。
- 2 受水槽以下の水質管理及び修繕その他の維持管理について、責任をもって行い、町長に迷惑をかけません。なお、万一受水槽以下の維持管理において問題が発生した場合は、当方で処理いたします。
- 3 次に掲げる業務について、責任をもって処理いたします。
 - (1) 未納水道料金が発生した場合は、当方で納入します。
 - (2) 入居者の変更による使用中止又は開始をするときは、事前連絡します。
 - (3) 入居者が口座振替により水道料金を納入するよう、積極的にとりまとめをします。
- 4 受水槽以下設備において、各入居者のメーター及び表示板が適切に設置されたことを確認し、維持管理をします。また、万一配管及び配線の誤りが生じても当方で処理し、ご迷惑をおかけしません。
- 5 遠隔式メーターを設置した場合、中・高層住宅等の給水業務取扱要綱第4条第5号の規定及び町長が定めた受水槽以下の装置基準、量水器仕様に適合したもので、計量法施行令第18条に定められた有効期間満了となる量水器の取替えを必ず行います。また、当該メーター製造業者等保守管理することのできる資格を有する者と、表示装置の維持管理について保守管理契約を締結し、故障が発生したときは、直ちに製造業者等修繕ができる者に連絡し、修繕いたします。
- 6 町長が必要と認めた場合は、第3項に掲げる業務を処理するため、責任者を定め、その氏名を報告します。なお、責任者に変更があった場合も同様です。

- 7 受水槽以下設備で漏水その他の不備が生じたときは、直ちに修繕します。
- 8 受水槽以下設備の改造又は撤去工事を行うときは、町長へ事前に届出いたします。
- 9 受水槽以下設備に関し、町長がその構造及び使用材料等の調査を実施する必要があると認めたときは、町長の指名した職員が当該箇所へ立ち入り調査することを承諾します。
- 10 この承諾書の内容について、入居者に周知徹底いたします。なお、入居者に変更があった場合も同様とし、所有者に変更があった場合は継承いたします。
- 11 中・高層住宅等の給水業務取扱要綱及びこの承諾書に違反し、町長から勧告を受け、これを是正しない場合、同要綱に基づく取扱いを解除されても異議申し立ていたしません。

以上

1.2 受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて

厚生労働省通知「平成17年9月5日付健水発第0905002号【受水槽以下設備を給水装置に切替える場合の手続きについて】」に基づき、愛川町における対応を以下のとおりとします。

1. 事前確認

受水槽式給水設備を直結給水方式の給水装置に変更する工事の承認を申し込む者（指定給水装置事業者が申し込み手続きを委任されている場合は、当該工事事業者）は、事前に次の（1）～（3）に掲げる場合に依り、該当する事項を実施、確認する。

（1）更生工事の履歴のない受水槽式給水設備から、直結給水方式に切替える場合

① 既設配管の材質

- ・ 「給水装置の構造及び材質の基準」（以下、「構造材質基準」という。）に適合した製品が使用されていることを現場及び図面にて確認する。
- ・ 構造材質基準に適合した製品が使用されていない場合は、同基準に適合した給水管・給水用具に取り替える。
- ・ 埋込み等により確認が困難な場合は、図面にて確認する。

② 既設配管の耐圧試験

- ・ 受水槽以下設備を直結給水方式に切替える場合の試験水圧は、現地の配水管の最大静水圧に0.50MPaを加えた水圧とし、1分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。
- ・ 増圧給水設備を設置する場合、設定吐出圧が現地の配水管の最大静水圧を超えるときは、設定吐出圧に0.50MPaを加えた値とする。

③ 水質試験

- ・ 直結給水への切替え前において、水道法第20条第3項に規定する者による水質試験を行い、水道法第4条に定める水質基準を満足していることを確認する。
- ・ 採水方法は、毎分5Lの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち採水するものとする。
- ・ 試験項目は味、臭気、色度、濁度とする。

（2）更生工事を施行した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法及び施工状況が明らかかな場合

① 既設配管の材質

- ・ ライニングに使用された塗料が構造材質基準に適合した製品である場合は、施工計画書（工法、塗料、工程表等）及び施工計画に基づく施工報告書（写真添付）並びに塗料の浸出性能基準適合証明書の確認を行う。
- ・ なお、塗料が第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録

証の写しとすることができる。

② 既設配管の耐圧試験

- ・ 受水槽以下設備を直結給水方式に切替える場合の試験水圧は、現地の配水管の最大静水圧に 0.50MPa を加えた水圧とし、1 分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。
- ・ 増圧給水設備を設置する場合、設定吐出圧が現地の配水管の最大静水圧を超えるときは、設定吐出圧に 0.50MPa を加えた値とする。

③ 浸出性能確認の水質試験

- ・ 適切な施工が行われたことを確認するため、現地にて水道水を毎分 5 L の流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させた水を採取するとともに、管内の水を全て入れ替えた後の水を対象水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。
- ・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目とする。

(3) 更生工事を施工した履歴があり、ライニングに使用された塗料・工法・施工状況が確認できない場合

① 既設配管の耐圧試験

- ・ 受水槽以下設備を直結給水方式に切替える場合の試験水圧は、現地の配水管の最大静水圧に 0.50MPa を加えた水圧とし、1 分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。
- ・ 増圧給水設備を設置する場合、設定吐出圧が現地の配水管の最大静水圧を超えるときは、設定吐出圧に 0.50MPa を加えた値とする。

② 浸出性能試験

- ・ ライニングに使用された塗料については、既設給水管の一部をサンプリングし、それを供試体として公的検査機関で構造材質基準に基づく浸出性能試験を行い、浸出等に関する基準に適合していることを確認する。
- ・ 既設給水管のサンプリングが困難であり、浸出性能試験が実施できない場合は、現地にて水道水を 16 時間滞留させた水（給水設備のライニングされた管路内の水であって、受水槽等の水が混入していないもの）を採取するとともに、管内の水をすべて入れ替えた後の水を対象水（ブランク）として採取し、公的検査機関で水質試験を行い、浸出等に関する基準を満足していることを確認する。この場合において、一度の採水で 5 L の水量を確保できない場合は、同じ操作を繰り返し行い、水量を確保する。
- ・ 試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、浸出等に関する基準別表第 1（参考資料 P-15）のすべての項目とする。

2. 給水装置工事の申込み

受水槽式の給水設備を給水装置切替える工事は、既に給水の申込みを受け受水槽まで供給している給水装置に接続する工事であることから、給水装置の改造工事として取り扱う。なお、申込みに要する図書類は次のとおりとする。

図書類	(1)	(2)	(3)
給水装置工事申込書	○	○	○
水質試験成績証明書	○		
塗料の浸出性能基準適合証明書。ただし、第三者認証品の場合は当該機関の認証登録証の写		○	
ライニングによる更生工事施行時の施工計画書		○	
同上施工報告書（写真添付）		○	
浸出性能確認の水質試験成績証明書		○	○
浸出性能試験成績証明書			
直結切替誓約書	○	○	○
その他水道事業者が指示した図書	○	○	○

注：表中の（１）（２）（３）は、本文の１．事前確認に記述されている（１）（２）（３）のケースの工事をいう。

直結切替誓約書は（１）（２）（３）について、埋込み等により構造材質の確認が困難な場合があること及び管理者が耐圧試験の現地確認を行わないことから、申請者は、直結切替誓約書を申込み時に提出する。

3. 実施日

令和2年4月1日

1 3 給水装置における更生工事の取扱いについて

給水装置に使用された給水管及び継手類等の経年変化による赤水、出水不良について、通水能力の回復及び赤水の発生防止を図ることを目的として実施する給水装置の更生工事の取扱いについて以下のとおり定める。

1. 更生工事の定義

この取扱いに記載する更生工事とは、経年使用により給水管の内面に付着した錆及び付着物を、給水管が布設されたままの状態での排除（クリーニング）し通水量を確保するとともに、防錆をかねた樹脂系塗料等を管内面に塗布（ライニング）することにより、機能の回復と延命を図るものをいう。

2. 適用範囲

- ① 金属管であること。
- ② 指定給水装置工事事業者（給水装置工事主任技術者）が事前調査を実施し、既設の配管状況（腐食の状態や使用されている給水用具及び継手類等）の確認、施工実施する更生工法の技術概要等を確認のうえ、更生工事の施行が可能と判断したもの。

3. 適用条件

- ① 所有者の責任において施工されるものであり、更生工事を原因とする水質異常、給水装置の機能不良等についての責任は、所有者が負うものであること。
- ② 配水管への逆流防止措置が講じられること。
- ③ ライニングに使用する塗料は、「給水装置の構造及び材質の基準」（以下、「構造材質基準」という。）に定める浸出等に関する基準に適合していること。

4. 適用除外

- ① 量水器
- ② 伸縮部分を有する給水用具等
- ③ 当該更生工事の工法において施工の適用除外範囲としているもの（可動部分を有する機器・弁及び可とう継手等）
- ④ 指定給水装置工事事業者（給水装置工事主任技術者）が更生工事の施行がふさわしくないと判断した給水用具等

5. 給水装置工事の申込み

更生工事は給水装置の変更（改造の工事）として取り扱うものとする。

指定給水装置工事事業者（給水装置工事主任技術者）は事前調査を実施し、当該既設給水装置への更生工事の施行が可能と判断した場合は、給水装置工事申込書に下記の図書を添付して給水装置工事の申込みを行わなければならない。

なお、この取扱いに定めるもの以外の事項については、給水装置工事設計・施行基準による。

- ① 給水装置の更生工事施行に係る事前調査結果報告書
- ② 更生工事施工計画書（工法、ライニングに使用する塗料、工程表等）
- ③ 図面（配管図、施工範囲等）

- ④ 塗料の浸出性能基準適合証明書（第三者認証品である場合は、浸出性能基準適合証明書に代えて認証登録証の写しとすることができる）
- ⑤ 誓約書（施工後の責任（給水装置の構造材質基準に適合しない場合の対応等を含む）等）

6. 更生工事完成後の確認事項

更生工事完成後、指定給水装置工事事業者（給水装置工事主任技術者）は適切な施工が行われたことの確認及び構造材質基準に適合していることの試験を行わなければならない。施工が不適切な場合、試験結果が基準に適合しなかった場合は直ちに適切な処置を施すこと。

指定給水装置工事事業者（給水装置工事主任技術者）は適切な施工が行われたことの確認及び構造材質基準に適合していることの試験結果を確認するまでの間は、更生工事を施行した給水管及び給水用具を給水装置に接続してはならない。

① 耐圧性能試験

耐圧性能試験における水圧は、構造材質基準に規定されている 1.75MPa を原則とし、1 分間水圧を加えた後、水漏れ等が生じないことを確認する。

② 浸出性能確認の水質試験

更生工事施行後の試験通水時に、毎分 5 リットルの流量で 5 分間流して捨て、その後 15 分間滞留させたのち、先と同じ流量（毎分 5 リットル）で流しながら開栓直後から 5 リットルを採取し、均一に混合してから必要量の検査用試料を採水容器に分取したものを公的検査機関（※1）で水質試験を行い、構造材質基準に基づく浸出等に関する基準を満足していることを確認する。水質検査の試験項目は、味、臭気、色度、濁度のほか、更生工事に使用された塗料から浸出する可能性のある項目（※2）とする。

7. 給水装置工事完成検査

指定給水装置工事事業者（給水装置工事主任技術者）は、更生工事の適切な施行が行われたことの確認及び構造材質基準適合確認後、速やかに下記の施工報告書及び試験結果証明書等を添付した給水装置工事完成届を提出し、完成検査を受けること。

① 施工報告書（写真添付）

施工計画書の内容に基づく、各実工程の施工状況（仮設配管状況・既設配管断面状況・クリーニング工事状況・ライニング工事状況（塗料の乾燥方法及び時間含む）・塗膜内面状況（塗膜厚確認結果含む）・配管復旧状況等）等を網羅した施工報告書

② 耐圧性能試験結果（給水装置工事完成届時に写真提出）

③ 水質試験成績証明書

8. その他

（※1）水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた者等

（※2）塗料の浸出性能基準適合証明書にて、検出が確認された項目

実施日

令和2年4月1日

1 4 給水装置の更生工事施行に係る

事前調査結果報告書

給水装置の更生工事施行に係る事前書調査結果報告

年 月 日

(宛先) 愛川町長

提出者 (指定給水装置工事事業者)

指定番号 第 号

住 所

事業者名

代 表 者 印

電話番号

給水装置の更生工事を施行するにあたり、既設給水装置の事前調査を実施した結果、更生工事の施行が可能と判断しましたので報告します。

なお、更生工事完成后、適切な施工が行われたことの確認ならびに給水装置の構造及び材質の基準適合の試験を実施し、施工が不適切な場合又は試験結果が基準に適合しない場合には、直ちに適切な処置を施します。

調 査 日	年 月 日
調 査 場 所 (建築物の所在地)	愛川町
建 築 物 の 名 称	

事前調査を実施した給水装置工事主任技術者

免状交付番号 第 号

氏 名

受 付

15 更生工事施工計画書

更生工事施行計画書

1 申請者等

給水装置工事申込者	住 所	
	氏 名	
給水装置工事事業者	住 所	
	名 称	
	指定番号	第 _____ 号
管更生工事施行者	住 所	
	名 称	
	電 話	

2 建物概要

工事場所			
建物名称			
階層・戸数	階建	戸	
量水器	口 径	mm	個
	口 径	mm	個

3 更生工事の工法

工法名				※審査証明番号	第 _____ 号
クリーニング (研磨) 方法	工法名称 (内容)				
ライニング施工方法	工法名称 (内容)				
	塗 料	名 称			
		乾燥方法			
		乾燥時間	日間・時間	(温度	℃)
塗膜厚	mm以上	～	mm以下		
工 期	年	月	日	～	年 月 日
施工内容	仮設配管	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
		口径	mm	延長	m
	更生工事	口径	mm	延長	m
		口径	mm	延長	m
		口径	mm	延長	m
		口径	mm	延長	m

※審査証明番号は、建設技術審査証明協議会(財団法人建築保全センター)の「建築物等の保全技術審査証明」を受けている場合に記入してください。

受 付

受 付	給 水 装 置 工 事 申 込 書 (新設・改造・撤去・一部施工)					水栓番号			
下記工事の設計施工等一切の権限を委任しましたのでご承認願います。									
愛川町長 殿					住所〒 TEL				
					氏名(フリガナ) ㊟				
設計審査					住所〒 TEL				
					氏名(フリガナ) ㊟				
寄附行為					住所〒 TEL				
					氏名 ㊟				
工事完成後の公道敷内の給水装置は町に寄付します。 (Φ50以上)					指定番号				
年 月 日									
住所					主任技術者				
氏名 ㊟									
給水工事場所 愛川町					免状番号				
用途									
新設量水器					所有者・使用者の住所登録について、工事完了後に給水工事場所への変更を(希望する・希望しない)				
給水方法									
受水槽管理者					使用予定水量 一日 m ³				
権利承諾欄(別紙可)					設計予定額(経費含む) 円				
					工事所在地 氏名				
土地使用					工事着手 年 月 日				
					建物使用				
支管分岐使用					工事完成 年 月 日				
					建築確認済 番号 年 月 日 扱者				
水道事業所記載欄					町納付金				
					承認				
水道技術管理者 工事受付 承認 量水器出庫					給水納付金 円 調定・領収				
					設計審査手数料 円 年 月 日				
完成処理					検査手数料 円				
					計 円				
所長 技幹 副技幹 合議 完成審査 管網図記入 台帳作成					消費税 円				
					合計 円 (起票済)				
完成処理					完成検査				
					量水器 口径 mm 番号 - -				
完成処理					会社名 検満 年 月				
					検査 年 月 日 明細地図				

設計詳細図 S=1 :

案内図・平面図・立面図

取出 分岐 使用 材料	名 称	口径	数量	单位

給水装置工事完成届

工種		水栓番号				
承認番号						

年 月 日

愛川町長 殿

受 付

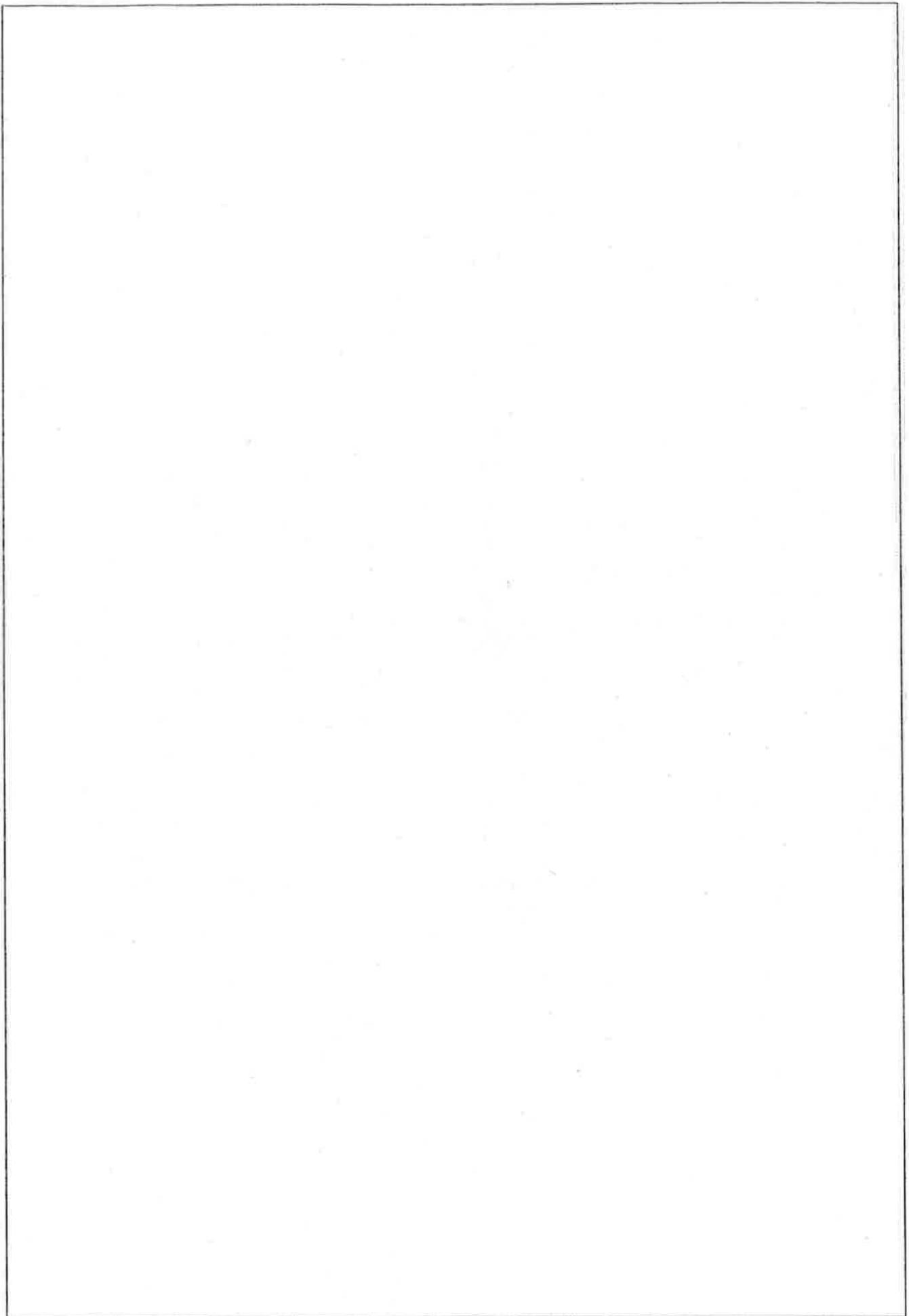
申請者 住所

氏名

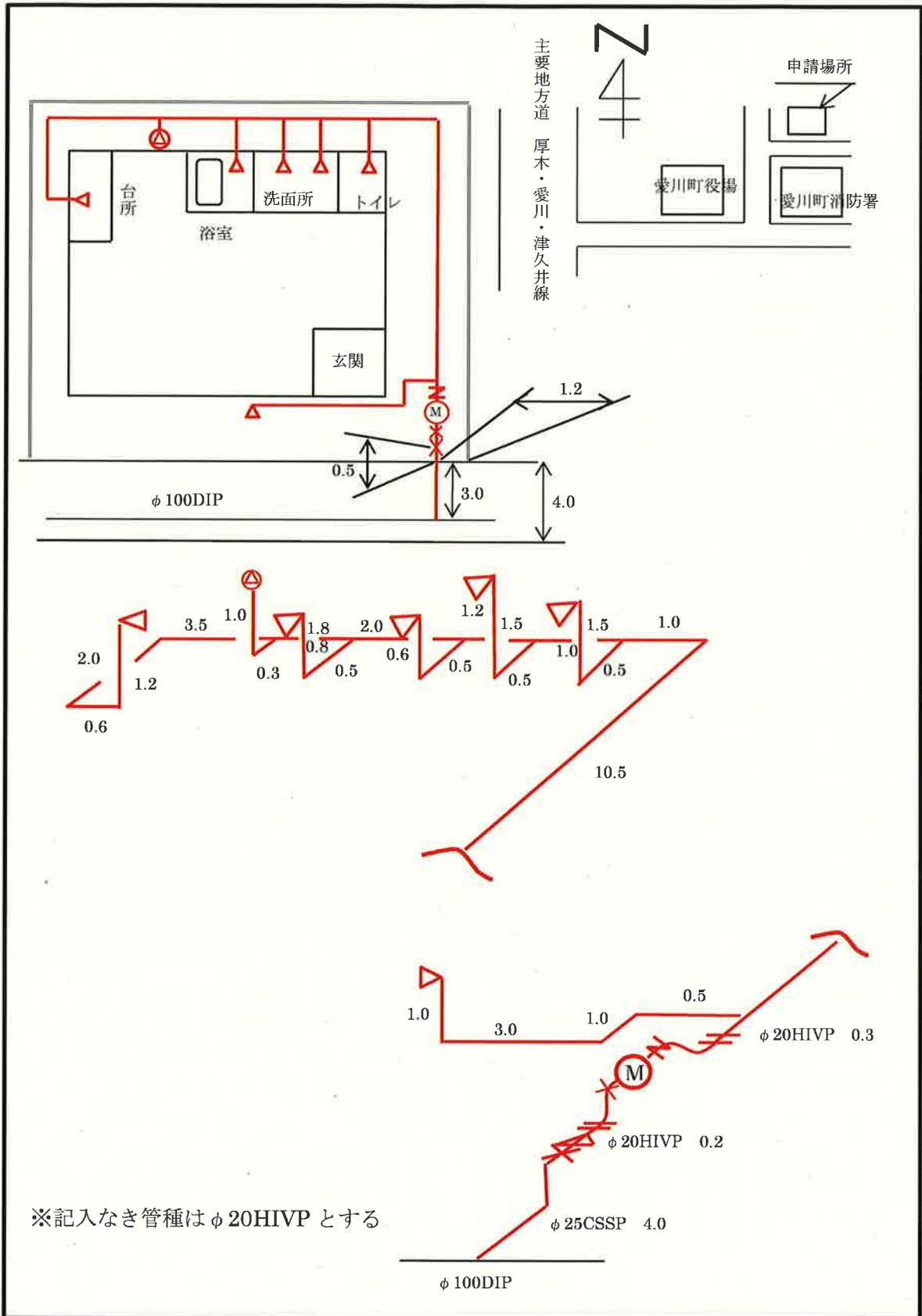
受任者

主任技術者名
登録番号

完成図記載欄（給水装置場所 愛川町 ）



給水工事完成届図面作成



受付印

所長	技 幹	副技幹	工務班	担当

一時用(仮設)給水工事申請書

水栓番号 第 _____ 号

愛 川 町 長 殿

年 月 日

住所
給水工事代行店 氏名
連絡先

一時用料金請求先 住所

※ 請求先が給水工事代行店とは異なる場合は記入

氏名

1 水道料のみ

※ 請求が水道料のみの場合、検査手数料の請求先は本工事申込者となります

連絡先

2 水道料、検査手数料

工事申込者		町納付金	検査手数料	円
工事場所			計	円
使用予定期間	年 月 ~ 年 月		領収年月日	年 月 日

<p>・申請図(平面図)</p>	<p>・立面図(取出しがある場合、申請時記入) ・取出し位置のオフセット(取出しがある場合、検査時記入) ・止水栓オフセット(検査時記入)</p>
------------------	---

一時(仮設)給水工事完成届

完成年月日 年 月 日

量水器整理

口径	mm	メータ-No.	-	-
取付指針	m ³	完成検査時指針	m ³	

完成検査員



所長	技 幹	副技幹	工務班	担当

処理済印

給水管先行取り出し工事完成図

提出日	年 月 日	水栓番号
所有者名		
給水装置所在地	愛川町	番地
施工業者		
平面図(オフセット)		
立面図(新設-赤線、既設青線)		
工事名		
※水道事業所記載欄 ・引込箇所ごとに2部提出		

給水装置工事に伴う道路掘削工事の際は提出 ※宅地造成工事の一部施工についても提出

案内図	
取出写真	
止水栓写真	

仕切弁台帳

設置場所(工事名):
案内図

仕切弁番号:

写真1 仕切弁深さ=

オフセット図 口径 φ

写真2 仕切弁位置

※水道事業所記載欄
設置箇所ごとに2部提出

2 2 消防法施行令及び消防法施行規則の
改正に伴う特定施設水道連結型スプ
リンクラー設備の運用について

(厚生労働省健康局水道課長通知)

健水発第1221002号
平成19年12月21日

各厚生労働大臣認可水道事業者 殿

厚生労働省健康局水道課長

消防法施行令及び消防法施行規則の改正に伴う特定施設水道連結型スプリンクラー設備の運用について

消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年政令第179号。以下「改正令」という。）及び消防法施行規則の一部を改正する省令（平成19年省令第66号。以下「改正規則」という。）が平成19年6月13日に公布され、小規模社会福祉施設に対してスプリンクラー設備の設置が義務づけられ、また、小規模社会福祉施設について特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置が認められることとなりました。改正令及び改正規則の施行は平成21年4月1日ですが、防火安全上の観点等から前もって特定施設水道連結型スプリンクラー設備の設置を計画する施設が増えてくることが考えられます。

つきましては、特定施設水道連結型スプリンクラー設備については水道法第3条第9項に規定する給水装置に該当するものがありますので、その設置にあたりましては、下記の事項に留意いただきますよう、お願いいたします。

なお、消防庁より平成19年12月21日付消防予第390号「特定施設水道連結型スプリンクラー設備等に係る当面の運用について」が各都道府県消防主管部長あて通知されているところですので、参考として添付いたします。

記

1 設置の申込を受ける段階の配慮事項

設置の申込を受けるにあたっては、以下の事項に配慮すること。

- (1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備の類型としては、別紙1のようなものが考えられること。この場合において、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を構成する配管系統の範囲は、水源（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第12条第2項第4号ただし書により必要水量を貯留するための施設を設けないものにあつては、水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管）からスプリンクラーヘッドまでの部分であること。ただし、配水管が水源であり、水道法施行規則第12条の2第2号に掲げる水道メーターが設置されている場

合にあつては、水源から水道メーターまでの部分を除く。

また、特定施設水道連結型スプリンクラー設備のうち、水道法第3条第9項に規定する給水装置に直結する範囲（以下、「水道直結式スプリンクラー設備」という。）については、水道法の適用を受けること。

- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の工事（設置に係るものに限る。）又は整備は、消防法の規定により必要な事項については消防設備士が責任を負うことから、指定給水装置工事事業者等が消防設備士の指導の下に行うものとし、また、必要に応じて所管消防署等と打ち合わせを行うよう指導すること。
- (3) 消防法令に基づく水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、消防設備士が水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管からスプリンクラーヘッドまでの部分について水理計算等を行うことになるので、水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者に対して当該地区の最小動水圧等配水の状況及び直結給水用増圧ポンプ設備設置の可否について情報提供すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備を設置しようとする者に対して、水道が断水するとき、配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られない旨を確実に了知させること。

その際、

- ① 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により水道直結式スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても水道事業者には責任がない。
- ② 水道直結式スプリンクラー設備が設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、①のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させる。
- ③ 水道直結式スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、①及び②の事項について譲受人に熟知される。

等を内容とする書面を申込者に交付する方法も考えられること。

- (5) 水道直結式スプリンクラー設備の火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求めることのできない非作動に係る影響に関する責任は、水道事業者が負わない旨を設置しようとする者に十分説明し、了解を得ること。
- (6) 寒冷地等における凍結防止のための水抜きが行われる地域においては、凍結防止のための水抜き時にも正常に作動するようなスプリンクラー設備の設置がなされるよう指導すること。

2 設計審査に当たっての配慮事項

給水装置としての設計審査にあたっては、以下の事項に配慮すること。なお、消防法令に規定された事項については、消防法に規定された消防設備士が責任を負い、所管消防署等に届け出ること。

- (1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管の給水能力の範囲内で、水道直結式スプリンクラー設備の正常な作動に必要な水圧、水量が得られるものであること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、スプリンクラーヘッド各栓の放水量は15L/分（火災予防上支障のある場合にあると認められる場合にあつては30L/分）以上の放水量が必要であること。また、スプリンクラーヘッドが最大4個が同時に開放する場合を想定し設計されることがあるため、その際は、合計の放水量は60L（120L）/分以上を確保する必要があること。
- (3) 水道直結式スプリンクラー設備の設計にあたっては、利用者に周知することをもって、他の給水用具（水栓等）を閉栓した状態での使用を想定できること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備は消防法令適合品を使用するとともに、給水装置の構造及び材質の基準に適合する構造であること。
- (5) 停滞水及び停滞空気の発生しない構造となっていること。
- (6) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に影響を与える恐れのある場合は、防露措置が行われていること。

3 その他

- (1) 水道直結式スプリンクラー設備の維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示するよう指定給水装置工事事業者に指導すること。
- (2) 水道直結式スプリンクラー設備の所有者又は使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事をした者に連絡するよう指導すること。
- (3) 2(1)及び(2)の事項が満たされない場合は、配水管から分岐する給水管口径の増径、受水槽や増圧ポンプの設置、建築物内装の耐火性を向上させる等の措置が必要になるので所轄消防署等に相談するよう指導すること。
- (4) 水道直結式スプリンクラー設備の設置台帳を作成する等によりその設置状況を把握しておくこと。
- (5) 水道直結式スプリンクラー設備の設置にあたり、消防法令で規定された消防用設備等として必要な事項については、消防法で規定された消防設備士等が所管消防署等に提出するので、水道利用者からの問い合わせ等に備えて、当該設備の水圧、水量の設計方法など必要な情報については、各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）から情報を収集すること。

給水工事完成検査日程表

検査日:令和 年 月 日 ()

受付日:令和 年 月 日 () 午後12:00まで

番号	水栓番号	検査場所	申込者	工事事業者	連絡先 (携帯番号)	検査時間	備考
1		愛川町				時 分	一時用 新設 改造 撤去 無・有 φ 一部施工 再検査
2		愛川町				時 分	一時用 新設 改造 撤去 無・有 φ 一部施工 再検査
3		愛川町				時 分	一時用 新設 改造 撤去 無・有 φ 一部施工 再検査
4		愛川町				時 分	一時用 新設 改造 撤去 無・有 φ 一部施工 再検査
5		愛川町				時 分	一時用 新設 改造 撤去 無・有 φ 一部施工 再検査
6		愛川町				時 分	一時用 新設 改造 撤去 無・有 φ 一部施工 再検査
7		愛川町				時 分	一時用 新設 改造 撤去 無・有 φ 一部施工 再検査
8		愛川町				時 分	一時用 新設 改造 撤去 無・有 φ 一部施工 再検査
9		愛川町				時 分	一時用 新設 改造 撤去 無・有 φ 一部施工 再検査
10		愛川町				時 分	一時用 新設 改造 撤去 無・有 φ 一部施工 再検査

- 1 一部施工の検査日程については、水道事業所と打合せを行うこと。
- 2 書類に不足がある場合は、受付けない。ただし、メーター廻りの写真は、検査時でも可とする。
- 3 検査時間については、検査予約日の午後に連絡する。

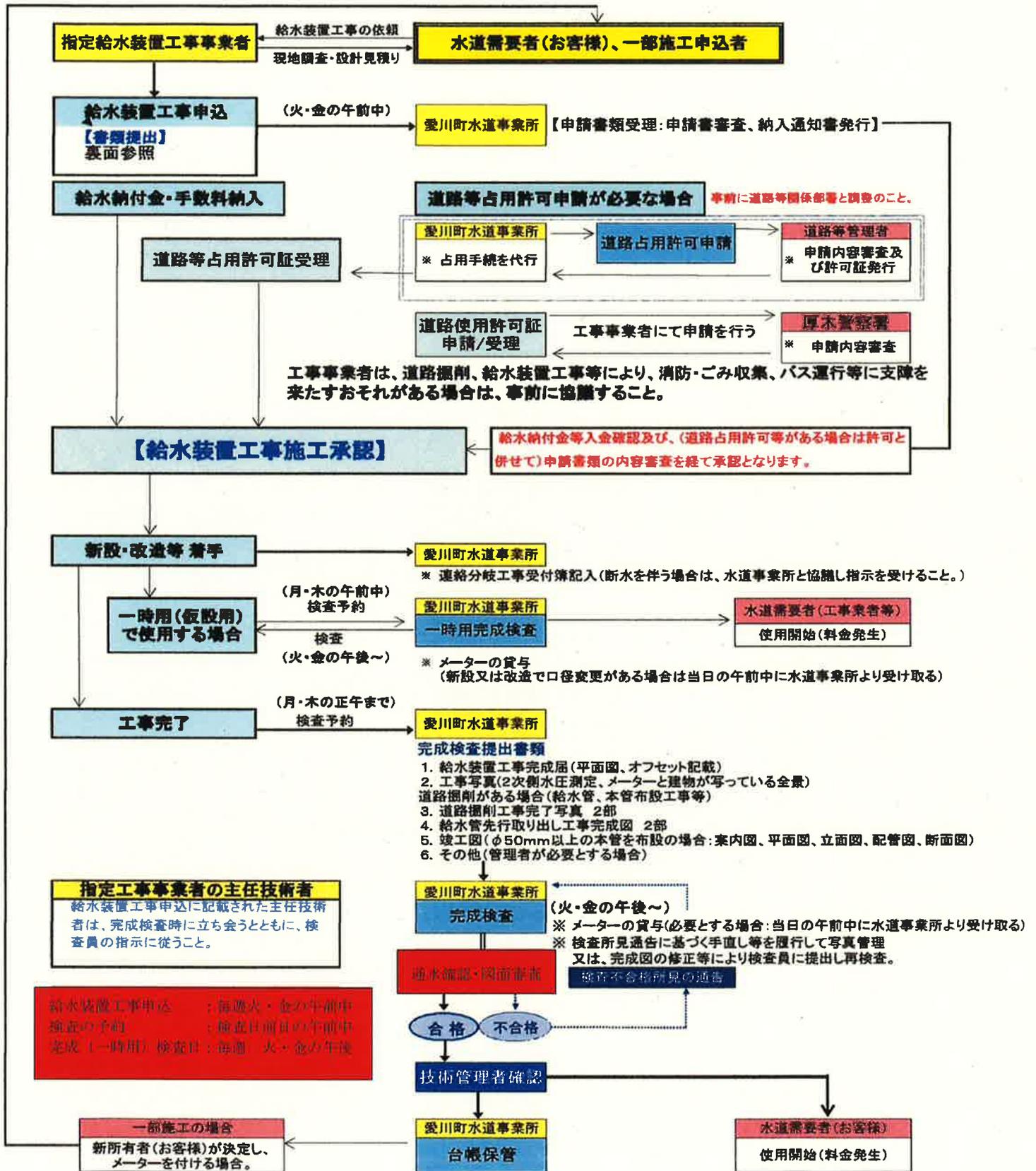
連絡分岐工事受付簿

時期	整理番号	指定業者		申込者	装置場所	工事種類	道路使用許可番号	分岐方法	分岐口径	連絡者	受付者	曜日
		業社名	電話番号									
午前 の 部												
午後 の 部												

- 1 工事種類には新設・改造・撤去・一部施工の区別を記入すること
- 2 分岐方法にはサドル・割丁・チーヌ・断水の区別を記入すること (注 断水を伴う分岐工事は3日前までに事業所に連絡し指示を受けること)

給水装置工事のながれ

(工事申込 から 完成検査まで)



給水装置工事申込 : 毎週火・金の午前中
検査の予約 : 検査日前日の午前中
完成(一時用)検査日 : 毎週火・金の午後